教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年大阪市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改正後

## 第13条 「略]

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ、</u>4時間(当該介護休暇と要介護者を 異にする介護時間の承認を受けて勤務しな い時間がある日については、当該4時間か ら当該介護時間の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間)の範囲内とする。

(介護時間)

第14条 [略]

[2 略]

3 介護時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1日を通じ、当該各号に定める時間(職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪市条例第4号)第19条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間(第2号に掲げる場合であって、当該時間が同号に定める時間を超えるとき

## 改正前

## 第13条 [同左]

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を 通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の 時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と 要介護者を異にする介護時間の承認を受け て勤務しない時間がある日については、当 該4時間から当該介護時間の承認を受けて 勤務しない時間を減じた時間)の範囲内と する。

(介護時間)

第14条 [同左]

[2 同左]

3 介護時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した当該各号に定める時間(職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪市条例第4号)第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間(第2号に掲げる場合であって、当

は、同号に定める時間))の範囲内とする。

該時間が同号に定める時間を超えるときは、 同号に定める時間)) の範囲内とする。

[(1)·(2) 略]

[(1)・(2) 同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。